

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年6月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200396号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300013号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成24年12月14日は3万円、平成25年8月15日は8万円、同年12月13日は15万円、平成26年8月15日は10万円、同年12月15日は15万円、平成27年8月14日は15万円、同年12月15日は15万円、平成28年6月15日は16万円に訂正することが必要である。

平成24年12月14日、平成25年8月15日、同年12月13日、平成26年8月15日、同年12月15日、平成27年8月14日、同年12月15日及び平成28年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年8月15日、同年12月13日、平成26年8月15日及び平成27年12月15日における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成24年12月14日、平成26年12月15日、平成27年8月14日及び平成28年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月  
② 平成25年8月  
③ 平成25年12月  
④ 平成26年8月  
⑤ 平成26年12月  
⑥ 平成27年8月  
⑦ 平成27年12月  
⑧ 平成28年6月

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

各請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し、事業主から提出された平成25年冬季賞与に係る一覧、各請求期間に係る同僚のオンライン記録及び賞与支払明細書並びに事業主の陳述により、請求者は、平成24年12月14日、平成25年8月15日、同年12月13日、平成26年8月15日、同年12月15日、平成27年8月14日、同年12月15日及び平成28年6月15日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の各請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し、平成25年冬季賞与に係る一覧及び同僚の賞与支払明細書により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成24年12月14日は3万円、平成25年8月15日は8万円、同年12月13日は15万円、平成26年8月15日は10万円、同年12月15日は15万円、平成27年8月14日は15万円、同年12月15日は15万円、平成28年6月15日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているが、請求期間②、③、④及び⑦については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求期間①、⑤、⑥及び⑧に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200678号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300012号

## 第1 結論

請求者のA社における昭和57年12月1日から昭和58年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和57年12月から昭和58年2月までの標準報酬月額については30万円から32万円とする。

昭和57年12月から昭和58年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月から昭和58年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月1日から昭和58年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、私が所持している給料明細において控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(32万円)と異なっているため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された昭和57年1月分から昭和58年12月分までの給料明細により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、A社から、オンライン記録の標準報酬月額(30万円)を超える報酬月額(32万円)の支払を受け、請求期間において、標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の昭和57年12月から昭和58年2月までの期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。